

# ナポレオン戦争期の

## イギリス戦費金融の一考察

河 合 正 修

### 目 次

#### 一、はしがき

#### 二、ナポレオン戦争前期の戦費金融分析 (一)

##### (I) 戦費調達と財政破綻

(以下本号)

##### (II) 戦費金融機構の成立

##### (III) 戦費金融機構の確立

#### 三、ナポレオン戦争後期の戦費金融分析 (二)

##### (I) 一八一〇年代のインフレーション

(以下次号)

##### (II) 一八一五年の戦後恐慌と戦費金融機構の崩壊

#### ま と め

#### (I) はしがき

一八世紀後半から一九世紀初期のイギリス資本主義社会は、いわゆる「産業革命」期にあたり、産業資本の確立過程にあった。一八世紀末に勃発したナポレオン戦争は、ほぼ四分の一世紀にわたり、イギリス経済全般に重要な影響を及ぼした。この戦争は、スケールと破壊力からいっても、一九世紀最大の戦争で、近代社会の様相を一変せしめた。この戦争を第一次世界大戦と比較すれば、小規模であったとはいえず、ナポレオン戦争期に投入されたイギリス戦費は、フィスクの推計した当時の国民所得に比してかなり比重を占め、戦時の国家財政にとって死重の負担となった。<sup>o(1)</sup>

第1表は、一六八八年から一八一七年の間の各時期の戦費と国民所得とを対比したものである。この表から、我々は、ナポレオン戦争期のイギリスの戦費支出が一七一—一九世紀全体を通じて最高であったことを確認できる。それは国民所得の二八%を占めた。故にイギリス資本主義は、重商主義政策体系の上に構築された Paper Money Mercantilism の時代から Bank Restriotion Period の戦時経済の時代へと移行した。このナポレオン戦

第1表—イギリスの国家経費と戦費の動向—(1688—1817)  
(百万ポンド)

各時期	各事項	(A) 政府支出 (年平均)	(B) 国民所得 (年平均)	(C) 戦争費用	A/B (%)
1688—1697	ウィリアム3世戦役	5.1	43	33	11.9
1698—1701	平時	3.8	43	(1702 ~1713)	8.8
1702—1714	アン女王戦役	7.6	46	(↓ 51)	16.5
1715—1739	平時	5.7	60	(1739 ~1748)	9.5
1740—1749	スペインオーストリア戦役	9.5	64	(↓ 43.7)	14.8
1750—1755	平時	6.6	64	(1756 ~1763)	10.3
1756—1766	七年戦役	14.5	75	82.6	19.3
1767—1778	平時	9.9	100	/	9.9
1776—1785	アメリカ独立戦役	21.8	125	97.6	17.5
1786—1692	平時	16.6	160	/	10.4
1793—1802	第一次対仏戦役	45.4	230	(1793 ~1815)	19.7
1803—1817	第二次対仏戦役	80.5	400	(↓ 83.1)	20.1

(出典) (1)「政府支出」「国民所得」は; Fisk. H. E; English Public Finance from the Revolution of 1688, 1920. P134, P138より作成。

(2)「戦争費用」はDOWELL, SEPHEN; History of Taxation and Taxes in England. Volume Two; P534より作成。

争の時代は、世界史上において、疾風怒濤の時期で政治、経済上の変革を惹きさせたが、イギリス経済の外部の衝撃は、(一)大陸ヨーロッパ諸国との交戦状態 (二)ナポレオンの大陸封鎖にもとづく経済上、財政上の締めつけ (三)外部衝撃による新たな世界市場への対応 (四)外部衝撃によるイギリス国内経済への作用とそれによる再編成等を挙げることができる。

とりわけ、財政、金融上に及ぼした影響は絶大で約四分の一世紀の間、イングランド銀行を正貨兌換の停止状態に追い込み、長期にわたってイギリスの国家財政を破滅的状况にさらした。同時に、兌換停止の下におい

で、一八〇八年末からの急激なインフレーションが年毎に波頭を高くし、イギリス国民を悲惨な状況に突落とした。一八一〇年一月には、一八〇九年末からの急速なインフレーションを究明するために、議事にホーナーを委員長とする地金委員会が任命された。<sup>(3)</sup>

私は、本稿で、ナポレオン戦争期のイギリス経済を財政、金融の接点の問題に焦点をしばって、ナポレオン戦争の外部の衝撃によって、イギリスの国家財政と金融機構がどのような変化をとげたかを、戦費金融の考察をつうじて説明していきたいと考える。この分析で、戦費金融の問題を取り上げたのは、地金報告がこの点を軽視しているからであり、また戦費金融機構が当時のインフレーションとかなり関連をもったと考えるからであり、その歴史的意義は、現代の国際通貨の問題にも照明を与えていると思われるからである。したがって、この時期の歴史的研究ないし理論的研究は、現代の管理通貨体制の問題に鍵を提供するといえよう。

注(1) 武田隆夫「財政学」第二章「自由主義的財政」参照

(2) イングランド銀行は二月二六日の枢密院令により、翌日から支払を制限した。五月三日に、制限令は、ジョージ三世第三七法律第四五号によって追認された。この法律はイングランド銀行券を法貨たらしめたものではなかった。銀行制限条例の有効期間は、同年六月二四日までとされていたのが、戦争の長期化とその他の事情により、一八二一年五月一日まで延長された。

(3) 地金委員会は、実際的には一八一〇年二月一九日に下院によって任命された。この委員会の目的は「金地金の高い価格の原因を究明することであった。」「地金委員会報告書」は、六月八日に正式に下院に提出された。しかし、それは八月までは印刷されなかった。報告は一八一〇年八月一三日のすべての新聞に抜粋として掲載された。

『デイヴィッド・リカード全集』第三卷「前期論文集」P・スラッファ編未永茂  
喜監訳、地金論争関係諸論文に於ける解題 P 8

(4) 戦費金融の定義については、ここでは、とりあえず戦費調達のため政府が借  
入れる金融部分(短期金融、長期金融)短期手形短期公債、長期公債による借  
入れ中央銀行による政府前貸し対外戦争等の対外送金、国内の陸海軍の維持費  
軍需先への支払代金を含む)としておく。東北大学『経済学』第30巻No.1号、

加藤栄一「戦費金融遺したものを参照

(5) 歴史的、実証的研究では、トウック『物価史』全3巻の優れた歴史的遺産が  
ある。最近では、E. V. Victor Morgan『The Theory and Practice of  
Central Banking 1797—1913』M. J. Silbering;  
Financial and Monetary Policy of Great Britain During The Napol-  
eonic Wars. P214—P233 Quarterly Journal of Economics. February  
and May 1924

A. Andreades; History of The Bank of England 1694—1903

理論的研究では、数限りがなく枚挙にいとまがないが、代表的なものに、E.  
Cannan; The Paper Pound of 1797—1821

Retter; Development of British Monetary Orthodoxy 1787—1875.

David, Ricardo, The High Price of Bullion A Proof of the Depreciation  
of Bank Notes. London 1810

Henry, Thornton, An Enquiry into the Nature and Effects of the  
Paper Credit of Great Britain. 1802

渡辺佐平「ポイドビット閣下への書簡」(『メンキング』第一一九号)

田中生夫「インフレーションの古典理論」未来社刊

西村閑也「一八二〇年代のインフレーション」『金融経済』第三三号

## 二、ナポレオン戦争初期のイギリス戦費金融

### (Ⅰ) 戦費調達と財政破綻

一七九三年の対フランス戦争の勃発は、ピットの予想に反して、その後

四分の一世紀の間、ヨーロッパ諸国を席捲する未曾有なものとなった。こ  
の戦争は、漸次、イギリス財政に影響を及ぼしはじめる。

一七九三年以前のイギリス財政は、ピットの一連の財政改革で近代的財  
政制度の礎石をすえた。すなわち、アメリカの独立戦争による国債の増加  
は、一七八六年ピットが減債基金制度を設置することによって国債残高を  
減少させた。他方、一七八四年以後、これまでの複雑、多様な税制を簡素  
化するために、大胆な徴税機構の統合が、実施された。それは従来の家屋  
税、乗用馬税、窓税、車税、下僕税、競争馬税を包括するアセスド・タ  
クス (Assessed Taxes) を直接税管理委員会のもとに統合することであ  
った。この措置と平行して、一七八七年に、ピットは整理公債基金を設けた。

この基金は、地租、麦芽税、アセスド・タックスを除いた多数の関税と消費  
税を統合したもので、その目的は、この基金の剰余金で減債基金をまかな  
うことであった。<sup>(1)</sup>ピットは、このようにきわめて合理的な財政制度の整備  
を着々と実施してきた。これによって、均衡財政が維持されたのである。

しかし、一七九三年度以後、戦争の影響とともに、年々、戦費支出はか  
さんでイングランド銀行が正貨兌換を停止した一七九七年には、一七九三  
年の約二・五倍にのぼった。このような戦費支出の増大は、当然、国家財  
政を圧迫した。一七九三—一七九七年の歳入、歳出の動向は、第2表、第  
3表に示される通りである。これによると、年度毎に歳出が増大し歳入に  
対して歳出が大幅な超過となっている。このギャップは、一七九七年度に  
は一七九三年の約三倍の大幅なものとなり、この間に生じた赤字累積額は  
一億五〇六七万ポンドにのぼった。イギリス財政は、一七九三年の対フラ  
ンス戦争を契機に赤字財政への転換をはっきりと示している。ピットは、  
もはや均衡財政々策を放棄し、赤字財政々策を採用するに至った。

第2表 政府歳入の主要項目 (1790—1816)

(単位100万ポンド)

年度末	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
10月10日	関 税	消費税 と 印紙税	地代収入 アセスド タックス	所得税 財産税	郵便税 その他	歳 入	長 期 公 債	短 期 公 債	総 借 入 借 入	総収入
1790	3.46	9.02	2.99	...	1.54	17.01	.61	8.32	8.93	25.94
1791	4.02	9.82	2.91	...	1.76	18.51	...	10.49	10.49	29.00
1792	4.10	10.02	3.02	...	1.58	18.90	...	8.52	8.52	27.42
1793	3.56	10.01	2.95	...	2.00	18.52	3.92	8.52	12.44	30.96
1794	4.35	9.85	3.03	...	2.10	19.33	12.91	10.05	22.96	42.29
1795	3.42	11.37	2.94	...	1.32	19.05	18.79	13.74	32.53	51.58
1796	3.64	10.88	3.02	...	1.84	19.38	28.58	6.99	35.57	54.95
1797	3.94	12.28	3.36	...	1.90	21.48	42.84	10.24	53.08	74.56
1798	4.74	13.84	4.58	...	4.06	27.23	22.76	14.26	37.02	64.25
1799	7.06	14.31	6.45	1.67	3.02	32.51	16.35	27.22	43.57	76.08
1800	6.78	13.21	5.09	4.51	3.36	32.95	20.50	25.99	46.49	79.44
Fourth Quarter 1800	56.37	133.03	42.98	16.33	25.75	274.47	231.51	164.13	395.64	662.68
Years ending Jan. 5										
1801	8.76	14.61	4.64	5.80	2.04	35.85	36.14	23.59	59.73	91.48
1802	7.73	18.67	5.32	3.33	3.46	38.51	26.05	16.45	42.50	77.68
1803	8.19	22.19	5.80	.38	3.84	40.40	11.95	18.91	30.86	68.65
1804	9.46	24.96	6.02	3.69	3.92	48.07	14.15	18.71	32.86	77.92
1805	10.15	27.25	6.26	4.59	4.92	53.17	25.34	27.67	53.01	103.15
1806	10.81	28.38	6.39	6.16	6.26	58.00	20.11	30.89	51.00	105.93
1807	10.55	29.19	7.02	10.15	5.40	62.31	15.53	34.45	49.98	108.73
1808	10.28	30.36	7.62	11.40	5.51	65.17	14.22	45.11	59.33	120.63
1809	11.90	28.69	8.44	12.41	5.09	66.53	22.64	36.09	58.73	121.44
1810	12.42	31.30	7.74	13.49	7.35	72.30	21.60	37.72	59.32	127.70
1811	10.94	31.23	7.39	13.21	7.63	70.40	23.75	41.22	64.97	131.51
1812	11.58	28.90	7.50	13.06	9.11	70.15	34.92	45.78	80.70	146.77
1813	11.87	30.80	7.91	14.27	11.84	76.69	51.14	54.16	105.30	177.86
1814	12.61	32.24	8.04	14.52	10.64	78.01	36.62	52.27	88.89	162.65
1815	11.95	32.28	9.50	14.62	14.43	82.78	50.66	44.83	95.49	173.95
1816	10.08	30.42	7.35	11.80	10.21	69.86	9.25	46.59	55.84	121.33

(出典) Silberling, J.; Financial and Monetary Policy in Great Britain during the Napoleonic Wars (38 Quar. Janal. Economics 1924) London.

第3表 政府歳出の主要項目 (1790—1816) (単位100万ポンド)

年度末	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
10月10日	利払い 費用	公債元本	利払い 費用 債元本	民政費	戦費と サー ビス	民政費と 戦費サー ビス	総歳出
1790	9.37	9.41	18.78	2.20	5.22	7.42	26.20
1791	9.43	10.63	20.06	2.39	6.18	8.57	28.63
1792	9.31	10.60	19.91	2.06	5.58	7.64	27.55
1793	9.15	8.76	17.91	2.34	10.34	12.68	30.59
1794	9.80	15.91	25.71	2.07	14.93	17.00	42.71
1795	10.47	12.73	23.20	2.25	25.59	27.84	51.04
1796	11.60	14.28	25.88	2.52	24.12	26.64	52.52
1797	13.59	24.64	38.23	3.91	29.43	33.34	71.57
1798	16.03	14.91	30.94	4.58	28.71	33.29	64.23
1799	16.86	29.61	46.47	4.79	27.88	32.67	79.14
1800	17.20	25.52	42.72	5.31	31.67	37.02	79.70
1801	19.05	32.73	51.78	5.75	33.58	39.33	91.11
1802	19.63	28.32	47.95	6.25	22.57	28.82	76.77
1803	19.92	22.43	42.35	5.67	21.65	27.32	69.67
1804	19.84	19.13	38.97	7.74	29.78	37.52	76.49
1805	21.49	35.23	56.72	8.72	37.08	45.80	102.52
1806	22.41	39.61	62.02	6.08	38.14	44.22	106.24
1807	23.01	39.43	62.44	6.85	37.02	43.87	106.31
1808	22.33	48.98	71.31	6.66	42.11	48.77	120.08
1809	23.38	47.11	70.49	6.93	44.21	51.14	121.63
1810	23.68	50.31	73.99	8.97	45.55	54.52	128.51
1811	23.86	49.27	73.13	6.80	50.28	58.42	131.55
1812	25.58	56.24	81.82	8.47	57.62	66.09	147.91
1813	26.43	67.93	94.36	9.18	70.53	79.71	174.07
1814	29.11	56.42	85.53	9.19	69.07	78.26	163.79
1815	31.39	73.98	105.37	14.72	53.40	68.12	173.49
1816	32.19	57.53	89.72	6.90	25.72	32.62	122.34

(出典) Silberling, J.; Financial and Monetary Policy in Great Britain during the Napoleonic Wars 38. Quar. Janal. Economic, 1924) London.

戦時の非常時体制のもとでは、ピット政府は何よりも軍事費(陸軍費、海軍費、軍需費)を増額しなければならなかったが、この戦費調達には、一般の歳入はもとより、公債発行による借入金に大きく依存した。ピットは、魔法の杖をふるったのであって、公債発行は、一七九四年から急速に増勢の傾向を示した。ピットによって発行された最初の公債は、四五〇万ポンドで三分の利子付で、七二ポンドの額面で発行され、一〇〇ポンドに付き、四三シリング四ペンスの利子であった。一七九六年一月には、海軍手形(Naval bills)

(単位10万ポンド)

第4表 1793—1797年の公債の動向

年度	(1) 長期公債		(2) 短期公債		(3) 国庫証券		公債総発行高 (1)+(2)+(3)の発行高
	発行高	償還高	発行高	償還高	証券発行高	償還高	
1793	3.9	1.6	8.5	7.1	8.5	7.1	20.9
1794	12.9	1.6	10.0	14.3	10.0	12.4	32.9
1795	18.8	2.1	13.7	10.7	13.7	9.2	46.2
1796	28.6	2.5	7.0	11.8	7.0	7.6	42.6
1797	42.8	3.2	10.2	22.9	10.2	9.9	63.2
合計	107.0	11.0	49.4	66.8	49.4	46.2	205.8

(出典) Michell. B. R., Abstract of British Historic Statistics, P405

国庫証券 (Exchequer bills) の浮動公債が発行された。公債所持者はそれぞれ三分、四分、五分の利子付公債の中から選択する権利を与えられた。

それぞれ元本一〇〇ポンド

につき、配当金は、五ポンド五シリング、五ポンド一〇シリング、五ポンド一六シリングであった。<sup>(2)</sup> 公債発行総額一、三〇二万九、三三九ポンドの八五%は、三%の公債で応募された。

公債の発行高と償還高とを第4表から調べると、短期公債の発行高は、一七九三—一七九七の間にことごとく償還されたが、未償還残高は、長期公債に借換え操作された。これに対して長期公債の発行高は、一七九三年に短期公債の発行高を下まわり、約三九万ポンドに対し償還高は、一六

長期公債の発行高は、この間、実に一倍に近い急増をみた。このため、コンソル公債の利回りは、一七九二年の三分三厘から五年後の一七九七年に五分九厘に上昇した。<sup>(3)</sup>

かくして、戦費支出の増大は、一つに公債発行に依存した資金調達でまかなわれたのである。一七九三—一七九七年間の政府債務残高は、一億九、六八〇万ポンドの巨額にのぼっている。また、戦費支出は、この間に、約九、八九〇万ポンドで赤字累積額一億五、〇六七万ポンドの約六割を占め、イギリス国家財政破綻の主要な原因をなした。

戦費調達のため発行された公債は、公債市場が未整備という事情もあって、一般顧客の応募を期待できず、イングランド銀行、ロンドンの個人銀行、地方銀行等の金融機関に吸収された。一七九三—一七九七年の間に、これら金融機関に消化された公債の引受比率を算定すると、大体、イングランド銀行が約二六%を引受け、残り約七四%がロンドン金融市場と地方銀行に引受けられたと推定される。<sup>(4)</sup>

一七九三年の対フランス戦争勃発後、ロンドンの個人銀行、地方銀行は公債を流動性のポジションとして保有した。ピットの政府は公債発行を通じて金融市場から余剰資金を国庫に集中した。この余剰資金は政府預金として、イングランド銀行に預金され、政府に対する前貸の基礎となった。また、政府は、多額の公債をイングランド銀行に引受けさせ、同行から借入金を受けた。そして、同行の政府前貸高は、(1) 対外戦費と同盟国に対する援助金、貸付金からなる対外送金と、(2) 国内の軍需受注先に対する支払と国内のイギリス軍隊の維持費の支払にあてる国内戦費に使途された。

この点に関しては、後にくわしくふれたい。

一七九四年末に、イングランド銀行の理事達は、地金流出の増大と為替

万ポンドであったのが、一七九五年に入ってから逆転し、長期公債の発行高が短期公債の発行高をうわまわって約一八八万ポンド、一七九七年には、約四二八万ポンドにのぼった。

第5表 戦費金融の諸項目と金準備の変動

(単位100万 $\text{£}$ )

Year	(I) イングランド銀行の前貸高	(II) イングランド銀行の金準備	(III) 対外送金額	政府送金	ヨーロッパにおけるイギリス軍隊のために送付された手形と正貨	外国諸国に対するイギリスの補助金と振出された手形と正貨
1791	...	...	...	...	...	...
1792	...	...	...	...	...	...
1793	...	...	1.4	1.4	0.6	0.8
1794	10.5	6.7	5.3	5.3	2.3	3.9
1795	13.0	5.4	9.4	9.4	4.4	5.1
1796	13.1	2.3	7.0	4.5	1.0	3.4
1797	12.4	3.1	1.6	1.6	0.2	1.4
1798	13.6	6.4	0.3	0.3	0.2	0.2
1799	15.4	7.0	3.4	3.4	1.3	2.1
1800	19.0	5.4	11.3	4.5	1.1	3.4
1801	20.6	4.5	12.0	3.9	1.7	2.2
1802	20.5	4.0	1.5	1.4	0.6	0.8
1803	22.1	3.6	0.3	0.3	0.2	0.1
1804	24.5	4.8	0.7	0.7	0.1	0.6
1805	24.0	6.7	4.5	2.7	0.8	1.9
1806	25.0	6.1	1.8	1.8	0.7	1.1
1807	26.6	6.5	2.6	2.6	0.7	0.9
1808	27.3	6.4	6.6	6.6	3.9	2.8
1809	30.3	4.0	9.1	8.4	5.6	2.7
1810	35.7	3.4	14.1	9.1	6.8	2.3
1811	33.9	3.3	13.8	13.8	11.6	2.9
1812	36.4	3.0	14.8	14.8	13.0	1.8
1813	38.5	2.6	26.3	26.1	17.7	8.2
1814	42.9	2.2	23.1	22.3	15.5	6.8
1815	42.5	3.0	11.9	11.9	7.0	4.9
1816	34.6	6.6	2.9			
1817	27.0	10.8	4.4			
1818	29.0	7.8	8.9			
1819	27.2	3.9	2.2			
1820	22.2	7.3	.7			

5表にみるように一七九五年には、一、三〇〇万ポンド、一七九六年には一、三二〇万ポンド、イングランド銀行からのこれら借入金のは、外国

相場の低落の状態を憂慮して、ピットに抗議したが、ピットは聞き入れず次ぎ次ぎと前貸を求めた。イングランド銀行の政府に対する前貸高は、第

(出典) I—Silbering; British Prices and Business Cycle, 1779—1850 Review of Economic Statistics

II, III—British Financial Policy P255 P227

(I) — (III) = 国内のイギリス軍隊に対する維持費、軍需受注先に対する支払代金を含む政府の国内支払送金額を示す。

為替手形及び地金銀の購入に向けられた。かくして、イングランド銀行の準備金は、国内における金兌換請求と対外送金によって流出した。ピット

の政府は一七九三—一七九七年の間に、約二、三〇〇万ポンドの地金銀を対外に送金した。この期間の対外送金の特徴はイギリスかフランスとの全面戦争に発展しない関係上、同盟国に対する補助金と貸付金が、ヨーロッパにおけるイギリス軍隊の維持費を上まわっていた。これがため、一七九五年以降、イングランド銀行の準備金は急速に減少し、一七九六年二月に二五〇万ポンドに落ちこんだ。

一七九七年恐慌の直接の契機は、フランス軍の本土上陸のうわさである。一月と二月の下旬の新聞は、侵略の記事でうづめられていた。

政府は、慎重に諸港の軍隊が準備をととのえるよう布告を出し、船舶に対しては、一〇マイル以上、出港禁止の命令を下し、海岸地域の企業を沿岸海域から租界させた。ニューキヤッスルでは、群衆が現金引換えのため銀行へ殺到した。その地域の銀行券は、即時払いであったため、銀行家はのがれるすべもなかった。イングランド銀行の地金準備は、連日約一〇万ポンド流出し、それと同時に、ギニー貨が回収された。フランス軍が二月上旬にフィッシュェ、・ガードに上陸し、そのニュースがシテイに入るや、シテイは恐慌状態となった。イングランド銀行の準備金は、一二七万ポンドに急減した。二月二六日に、ボースキットとソントンがピットによれば、協議の後、イングランド銀行の正貨支払い停止が決定された。<sup>(5)</sup>

注(1) 整理基金の内には、関税、消費税、スタンブ税が含まれ、この基金の内から皇室費年金、裁判費用、とくに、公債の利払いがなされた。この基金は、とくに指定された他の税(地租、麦芽税、アセスド・タックス)をのぞくすべての税及び特別の用途をもたぬ将来のすべての税を統合したもので、また、ここから減債基金をまかなった。ピットの減債基金政策は、リチャード・ブライス減債基金論にもとづいていた。すなわち、ブライスは、年間一〇〇万ポンドの基金を積立て、買入公債の利子をも含めて複利で蓄積し、四〇年間で一億ポンドの公債を償却しようという提案をなした。一七八六年に、この提案が少なからず減債基金法として結実された。これは毎年一〇〇万ポンドを減債基金にくくり入れるため、財政収支の余剰をつくり出すということを目標に、この調達に四半期分毎に行なわれ、委員会は、この資金で市場で平価以下の公債を買入れる方法をとった。

Dowll, S.: A History of taxation and taxes Vol II P.192—193

(2) Andreade's, A, A History of the Bank of England 1640—1903 P.181

(3) J. S. アシントン『産業革命』中川敬一郎訳 P.160参照

(4) 一七九三—一七九七年のイングランド銀行政府証券保有高、五四七三万ポンド、一七九三—一七九七年の公債総発行高、二億五八〇万ポンド、したがってイングランド銀行の公債引受比率は、約二六%を示し、この時期の比重の高さがうかがいしれる。

(5) 銀行制限条例の主要条項は次の通りである。

(一) 枢密院の命令の施行にあたり行なわれた何事についてもイングランド銀行並にその関係者全部に免罰条項を許す。

(二) 本行は、いかなる債務者に対しても、正貨を以ってしてはいかなる支払をなすことを禁ぜられる。すなわち、陸海軍に対する支払い、或いは、枢密院からの命令を施行するについての支払い以外は、いかなる支払いにも正貨を使用することを禁ぜらる。

(三) 本行は、制限期間中、現金あるいは銀行券を以って六〇万ポンド以上を國家の用に貸上げ得ず。

(四) 何人も、同行に五百万ポンドを下らざる金額を以って預金するにおいては比額の四分の三の払戻しを受けることができる。

(五) イングランド銀行券をもってする債務の支払いは、若しも提供されて正貨

として受領せられるにおいては、正貨払いと認められるべきである。

(六) 銀行券払いをなさざるを誓約書に記載しないかぎり、いかなる債務者も特別託金の責なし。

(七) イングランド銀行券は、租税収入にはあらゆる官庁によって平価にて収納せらるべし、

(八) 本条例は、来る六月二十四日まで有効とす。

A. Andreade's: History of the Bank England 1640—1903 P.201

## II 戦費金融機構の成立

一七九七年のイングランド銀行の正貨兌換停止以前のイギリスの金融制度は、法制的には複本位制度であった。だが、金銀比率をみると、銀は過少評価され、金がより優位に評価されることが一般化されていたので、実質的には金本位制であった。<sup>(1)</sup>一七一七年と一七七四年の通貨改革で、銀は金に対して相対的に過少評価され、銀貨は、一八世紀を通じて流通界から消滅してゆく傾向にあった。また銀貨の鑄造額もかなり低い水準にあった。<sup>(2)</sup>イングランド銀行券の金兌換、金の自由鑄造、自由溶解、金の自由輸出入は、保障され、インフレーションの発生する余地はなかった。しかし、兌換停止以降の銀行制限時代には、この機能が喪失し、インフレーションが現実の問題となった。したがって、正貨兌換の再開—Paper Currencyの兌換性の回復が急務とされたが、戦時経済体制のもとでは、不換制度が当然視され、議会は、容易にこの問題を討議しなかった。しかし、一八〇九年以降のインフレーションの切迫は、議会に地金委員会の設置を決定させるに至った。ここで、イングランド銀行の過剰発行の政策が兌換停止以前と対比される形で、当時の地方銀行の急激な増加と共に、討議の対象となった。

イングランド銀行は、一六九四年の設立以降、利子率の引下げによって

豊富な資金を産業資本に供給し、近代的發券業務を営む中央發券銀行としての地位を強化した。しかし、他方で、設立当初からの「政府としての銀行」の性格から脱却できず、ナポレオン戦争時代には、戦時財政と関連して、イングランド銀行は、ますます戦費金融の中心的役割を演じ、政府への依存を強化した。すなわち、イングランド銀行は、兌換停止以前に五ポンド以下の銀行券の發行を認められていなかったのに対し、一七九七年の正貨兌換停止により一七九七年三月三日、ジョージ三世第三七年法律第二八号によって、五ポンド以下の一ポンド、二ポンド券の發行を許可され、その後、これら小額な不換銀行券が大量に増發され、ロンドン地域は勿論のこと、地方にまで流通範囲を広め、戦費金融を支持したのである。

不換なイングランド銀行券の發行ルートは、(一)ロンドン個人銀行、地方銀行のロンドン代理店の現金ポジションとして保有されるか、あるいは、これら諸銀行によって持ちこまれた商業手形及び外国為替手形の割引にもとづく貸付、あるいは、これら諸銀行の有価証券担保による貸付、(二)貿易商人(輸出入業者)、国内の卸売業者、仲買人の為替手形、商業手形の再割引と貸付、(三)政府の公債發行による放漫な財政策に支えられた公債引受—政府前貸のルートを通じての大規模な發券の増加によった。(四)の地方銀行代理店、ロンドン個人銀行に対するイングランド銀行券の發行ルートは、一七九三年に、イングランド銀行がロンドン個人銀行と取引勘定を開設し、一七九七年に割引勘定を許容されるに及んで確立した。(五)の發行ルートは、イングランド銀行の創立当時から商業信用、銀行信用の展開にもとづく適格手形の割引、(六)の政府前貸を通じて行なわれたイングランド銀行券の發行には、a 国内の戦費費用として充當されるもの(陸軍費、海軍費、軍需費及びこれらの維持費) b 対外送金として当用されるもの(同

盟国への補助金、貸付金及びヨーロッパにおけるイギリス軍隊の維持費)がある。同盟国に対する補助金には、二種類あって、それは、直接補助金とイギリスによって保証された神聖ローマ帝国公債(imperial loans)とから構成されていた。(4)

当時の対外送金の機構については、シルバリーングが次のように述べている。「イギリス軍隊の援助のための支出は、『経常費』と『臨時費』に分けられ、前者はとくに議會によって議決された支出であり、他方、後者は財源があらかじめ準備されたのでなく、必要とみなされて増額された臨時の経費である。在外陸軍は副支官代理として知られた将校を通じて経常費を得た。支官代理はロンドンにおける陸軍の二人の支払総監宛に手形を振出したり、支払総監から正貨を受け取った。支払総監は、イングランド銀行の政府勘定から手形を支払った。第二の対外臨時費の項目は、直接国庫を引当ててに兵站総監、兵站官代理と代理補助とよばれている将校によって手形が振出された。これらの手形はつねにイングランド銀行によって払われた。イングランド銀行の国庫証券の買入れによる政府に対する短期金融の一大部分は、これらの外国からの為替手形を支払うためであった。対外援助金と対外貸付金、在外公館の維持費の支払いは、支払総監を通じて、ロンドン宛の手形か、外国為替手形と正貨のロンドンからの送付によって行なわれた。これらの資金は、ある場合には外国諸国の兵站官を通じて支払われた。(5)

以上は戦費金融の面についてふれてきたが、次に戦費金融の財源調達に関して考察すれば、ピットの政府は、これまで関税、消費税、郵便税とアセスド・タックスによる税収と公債借入金に頼ってきたが、公債借入は将来の財政硬直化の要因となるので、一七九八年には、税収の強化を目的と



して新たに戦争税 (War Taxes) を設け、一七九九年に、年度内の税込を確保するためと戦費調達的主要な手段として、新たな方法を採用した。ピットの所得税制度の採用がそれである。

イギリス財政は一七九九年のピットの所得税制度の採用で新たな段階を迎えた。ピットの所得税法は、一七九八年の所得税に関するピットの議会演説で初めて表明され、<sup>(6)</sup> 歴史上、最初の源泉所得税制度で、一八〇二年度を除き、一八一五年の戦争終結まで継続され、一八一六年に廃止されたものである。

ピットの所得税制は、自由主義時代のピールの所得税制度に継承され、近代所得税制度を体系的に基礎づけたものであるといわれる。ピットが所得税制度の採用にふみきった背景として、(一)財政収支の圧迫、(二)赤字財政の補填を一時的な公債借入金に依存することの困難性、(三)個々の課税強化だけでは、一定の限界があること、(四)すでに実施されていた所得税の前身ともいべきトリプルアセスメントが、租税徴収の範囲を階級毎に決定しており、所得税制度の実施される基盤を形成していたこと、(五)資本主義的生産の発展と照応して「素材的富の増大とともに、貨幣資本家階級が増大する」<sup>(7)</sup> 傾向にあった以上の五点をあげることができよう。

ピットは、毎年度の課税所得を評価しているが、第六表は、一七九九年の課税評価額である。これによると、(一)内国商業、手工業、工業利潤—資本家的利潤による年間所得額、(二)土地地代、(三)外国貿易利潤、(四)公債利子(五)借地農利潤、(六)家屋賃料の順位で構成されており、剰余価値の分配形態である利潤、利子、地代に対する課税収益が全体の七割を占めている。

一七九九年の所得税法は、二千ポンド以上の所得に一律にポンドあたり二シリング、すなわち、一〇%の税を課するものであった。六〇—二〇〇

第6表 1799年グレイト・ブリテンの国民所得 (単位百万ポンド)

代益	20
地租	6
地農の税	4
地山の収入	3
地屋賃料	5
地業利潤	2
スコットランド地代	5
海外財産所得	5
公債年金	12
外国貿易資本の利潤	12
国内商業(手工業・工業をふくむ)利潤	28
計	102

(Dowell, A History of Taxation, Vol. II, pp. 224f)

ポンドの所得には、軽課措置がとられ、納税者の所得は、四つの源泉に分けられすべて申告する義務があった。

しかし、ピットの所得税制が実質的効果を發揮するには、一八〇六年以降のアーディングトンの政策を待たねばならなかった。

とところで、ピットの所得税制と公債政策に支えられた戦費金融機構は、国家財政の規模拡大により実質的に機能しはじめる。ナポレオン戦争に対応して、イギリスが着手した一連の租税制度、公債制度、イングランド銀行の兌換停止は、戦時経済体制の中軸に中央銀行と国家財政の一体化としての戦費金融機構をビルトインさせ、イギリス経済全体に作用を及ぼしはじめる。経済過程に対する国家の介入、役割が、ナポレオン戦争に即時的に対応する形態を歴史的、必然的に取ったことをここに知らされる。今日の国家独占資本主義社会がかなり意識的に経済過程に介入するのに対し、完成された資本の本源の蓄積過程の国家は、盲目的且つ受身的に経済過程に對自する。

我々は、戦費金融機構が正貨兌換以降一八〇二年至る経済過程にどのような作用を及ぼしたかを検討しよう。まず、戦費金融の財源をなす国家財政の歳入の推移について、次に歳出についてみると、第2、第3表の示す通り、この間の歳入総計の各構成は、(一)関税、三、九〇一万ポンド、

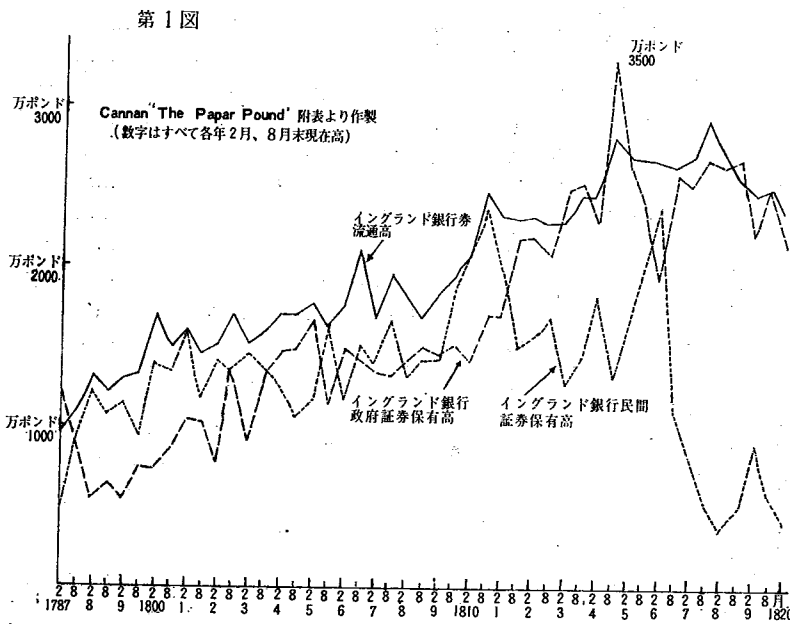
(c) 消費税と印紙税の合計で、八、六九二万ポンド、(d) 地代収入及びアセス  
 ドタックス、三、四四四万ポンド(%)、(e) 所得税及び財産税の合  
 計で、一、六三一万ポンド、(f) 郵便税と諸経費、一、七八四万ポンド、  
 一七九七年—一八〇二年の歳入総計は、一億八、八五三万ポンドにのぼ  
 った。

これに対して、この期間の総歳出の内訳は、(一) 利払い費用とナポレオン  
 戦費、一億七、三八四万ポンド、(二) 公債元本費、一億五、五七三万ポンド  
 (三) 民政費、三、〇五九万ポンド、(四) ナポレオン戦費、一億七、三八四万ポ  
 ンド、この間の歳出総計は、四億六、二五二万ポンドであった。かくして  
 財政赤字の累積額は、二億七、三九九万ポンドに達した。この赤字補填は  
 当然公債発行による借入れに依存した。

公債発行は、一七九八年にイングランド銀行の借入れの拒絶で一時的に  
 減少したものの、一八〇〇年以後、再び増勢に転じた。この間、短期公債  
 の発行が減少したのに対し、長期公債の発行が急増した。これは短期債の  
 長期債への借換へが行なわれたことによる。すなわち、グレート、ブリテ  
 ンで発行された長期公債は、一七九七年、三億七、五一五万九五四一ポ  
 ンド、一七九八年、四億六、八二万九一五二ポンド、一七九九年、四億一、  
 三五四万三〇四二ポンド、一八〇〇年、四億三、五一四万五四六五ポンド  
 一八〇一年、四億八、五一八万三八〇〇ポンド、一八〇二年、五億八、九  
 二万四五四七ポンド、この間の長期公債の発行総額は、実に二六億二、四  
 七八万五、五五七ポンドにのぼった。<sup>(8)</sup>

公債の発行は、個別的、分散的な遊休資金を国庫へ統一的に集中し、他  
 方、公債そのものがロンドンの金融市場、地方銀行の第三の流動準備資  
 産として保有される。また、吸い上げられた遊休資金は、財政資金として

国庫ないし政府預金としてイングランド銀行に預金される。  
 この間に公債発行が増大した根拠として、第一に、正貨兌換の停止によ  
 って政府のイングランド銀行からの借入れが容易になったこと、第二に、  
 資本主義的生産の発展が、貨幣資本家階級を増大させたこと、第三に、一  
 八〇〇年以後、短期公債の長期公債への借換え操作がなされたこと、第四  
 に、一八〇二年にロンドンで公債市場が開設されたことによる。



公債発行の増大は、イングランド銀行の引受けを比例的に増加させた。いいかえれば、イングランド銀行の政府証券保有高が増加して、発券の拡張を許容した。イングランド銀行の発券拡大の推移は、第一図によれば、同行の政府証券保有高と対応して規則的な運動を展開している。一七九八年二月に、同行の政府証券保有高は、一一・二 銀行券流通高一三・一 一七九九年二月、同じく一一・五 同じく一三・〇 一八〇〇年二月、同じく、一四・〇、同じく一六・八、一八〇一年二月、同じく一六・〇、同じく、一六・二(単位一〇万ポンド)。かくて、イングランド銀行券の流通水路への投入は、物価水準の急上昇を招いた。シュウオンスの物価指数によれば、一七九八年、一一八、一七九九年、一三〇、一八〇〇年、一四一、一八〇一年、一四〇(一七八二年を一〇〇とする)で対仏戦争の勃発から一・四倍の物価騰貴であった。<sup>(9)</sup>

地金の造幣価格はオンスあたり三ポンド一七シリング一〇ペンス半である。一七九九年以前、三ポンド一七シリング九ペンスであったのが、一八〇〇年八月には、四ポンド五シリングで金の造幣価格と市場価格との背離がみられたのである。また、イングランド銀行の兌換停止は、同行の政府への前貸を緩和させ、その前貸高も、第5表の如く増加している。政府前貸高の増加は、既述の対外送金の操作によって、対外に送金されたのである。対外送金額は、一七九九年一八〇一年にかけて、一七九五年の小ピークを越えて増大している。だが、この対外送金額の増大は、プロシヤ等への対外貸付金、ヨーロッパ大陸のイギリス軍隊に支弁された額を上回った穀物の大量輸入の支払代金が作用したためである。この影響は、当然、ハンブルグ為替相場にあらわれる。ポンド為替は、当時の為替平価一ポンドあたり、三四フレミッシュシリング三グロート、バンコであるが(以下

はF・gと略す)一八〇〇年には、三〇F、一八〇一年、二九F八gで約五F下落した。一八〇〇—一八〇一年に、不換銀行券の流通高増大、物価の騰貴、ハンブルグ為替相場におけるポンド為替の下落、金価格の騰貴が、ほぼ同時に現象した。<sup>(11)</sup>インフレーションは、不換銀行券の流通高の増大にもとづいて社会的必要金量を上回るとき、一般化する。この金紙の背離を基礎に、需給のアンバランス、(凶作、戦争等)が、さらにインフレーションを目立つものにする。

ピットの放漫な財政々策と新たな所得税制度の導入は、<sup>(11)</sup>戦費金融機構を形成し、先述のような機能を展開するに至った。それは、戦費金融を主軸として、財政制度と金融制度、公債市場と金融市場を有機的に連関せしめつつ、対内均衡と対外均衡とのアンバランスをつくりだし、とくに前者に破壊的作用を及ぼしながら後者にも対外收支の圧迫を通じての為替相場の変動、金流出という変動を招来させた。

戦費金融機構は、質的矛盾を内包していた。一度、この機構が大規模に機能しはじめると、一方で、対外送金の増大による支払收支の逆調から対外為替相場のポンド為替の下落、それによる金の対外流出、イングランド銀行の金準備の減少に導くという矛盾、他方で、国内戦費に充たされる不換銀行券、手形、小切手、政府紙幣(一八一〇年以後の Paper Money の発行)は、外部から強制的に流通界におしこめられることによって持続的な物価騰貴—インフレーションを必然化させる。紙券に対する不信、金価格の騰貴、社会的富の偏在、社会秩序の混乱という対内均衡の破壊を促進する。このメカニズムは一八〇九年以降、一層大規模に働らく。

インフレーションは、一八〇二年のアミアン平和協定によって一時収束し、一八〇三年の戦争再開と共にその発疹をあらわす。

一八〇二年三月、アミアン平和条約が締結され、イングランド銀行は、正貨支払の再開の機運に向いたが、なお不安の憂慮もあったので、議会は政治的判断から一八〇三年三月一日まで、その制限を延長することに決定した。しかるに、ナポレオンとの不和をさける希望が失われ、政府は、制限を継続する提案を行った。この年の十一月に、政府は長期の戦争を予想して決定的な平和条約の締結後、六カ月まで、その制限を継続することを決議した。

- 注① J. L. Laughlin ; A New Exposition of Money, Credit and Prices, Vol. 1 P152—153  
 ② R. G Hawtrev ; The Gold Standard in Theory and Practice, Vol. 1 P62  
 ③ King, WTC ; History of the London Discount Market, 1936 藤沢正世訳 P17  
 ④ A. Andreade's ibid P177  
 ⑤ Norman, J. Silbering ; ibid P222—223  
 ⑥ Bland, Brown&Tawney ; English Economic History Select Documents, P683—689  
 ⑦ マルクス『資本論』第三卷第一部 向坂逸郎訳 P639  
 ⑧ E. L. Hrygraaves The National Debt, P109  
 ⑨ W. S. Jevons ; On the Variation of Prices and the Value of Currency, P18  
 ⑩ 戦時財政々策に關して、Stedman Dowell 「A History of Taxation and Taxes in England」 Volume II. Smart ; The Annals of Nineteenth Century を参照  
 注10 次表は、この時期の為替相場、金価格、不換銀行券の流通高を示したものである。

年 月	Bank Notes in Circulation	Market Price of Gold	Exchange With Hamburgh
Jan 1796	10,632,000	3 17 6	32 F 7 g
Do 1798	11,278,000	3 17 10 1/2	38 F 2 g
Do 1799	12,062,000	3 17 9	37 F 7 g
July 1800	14,349,000	3 17 9	32 F 6 g

(出典) Report of the Bullion Committee May 6, 1811. P「838」

穀物の支払代金 1799年 6.8百万ポンド  
 1801年 8.2百万ポンド

Silberling ; Financial and Monetary Policy of Great Britain during Napoleonic Wars.

### Ⅲ 戦費金融機構の確立

一八〇三年六月十五日の予算提出の際、アディントンは、長期間の戦争に、国民が犠牲を甘受するように訴えた。この日、議会に提出された予算の内訳は、第7表の通りであった。歳入は、陸軍費、海軍費、軍需費、臨時事件費等の軍事関係支出で合計二千二百万ポンドに達し歳出全体の七五%を占めた。

これに対して、歳入は、減債基金の剰余金の六五〇万ポンド、これは、歳入の四六%を占めていた。以下、国庫証券による借入れ金の三〇〇万ポ

第7表 1803—1807年の歳入・歳出の内訳 (単位10万 $\text{£}$ )

項目	1803	1804	1805	1806	1807	1803—07 合計
陸軍費	10.0	19.0	18.6	18.5	14.5	80.6(40%)
海軍費	8.7	11.7	14.6	15.3	17.0	67.3(34%)
軍需費	1.3	4.0	4.8	3.7	3.7	18.5(9%)
臨時事件費	2.0	2.5		2.0	3.0	9.5(5%)
臨時費	2.0		5.0		2.7	9.7(5%)
諸経費	1.8	0.9	1.4	2.2	1.9	8.2(4%)
前年度剰余金	1.0		2.8	1.7		5.5(3%)
歳出合計	26.8	38.1	47.2	44.4	42.8	199.3(100%)
酒税、土地税 の課税	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	13.5(11%)
戦争費		15.4	15.7	18.0	19.8	68.9(55%)
統合基金剰余	6.5	5.0	4.0	3.5	3.5	22.5(18%)
国庫証券等	4.5				2.4	6.9(5%)
富くじ収入	0.4	0.2	0.3	0.4	0.4	1.7(1%)
借入金		10.0				10.0(8%)
前年度繰越金		1.4	1.2			2.6(2%)
歳入合計	14.1	34.7	23.9	24.6	28.8	126.1(100%)

(出典) W.Smart; Economic Annals of the Nineteenth Century 1801—1820. P67. P76—77 P99—100. P112—113. P133より作成  
( )内は構成比を示す。

ンド、毎年度の酒税、土地税等の二七五万ポンド等で歳入総額は、一、四一五万ポンドであった。歳出総額は、二、六八七万八千ポンドであったことから見れば、戦費金融に対してイギリス財政が、いかに圧迫を受けていたかがわらう。

議会の演説で、アディングトンは、歳出に対する歳入の不足に対しては所得課税の強化と公債発行による借入れによって補足されねばならぬことを強調して、平和回復後六カ月以内に停止される特殊税の一、二五〇万ポンドの引上げを提案した。<sup>(1)</sup>一七九八年に開始された所得税制度は、一八〇二年のアミアンの一時的平和によって中断されたものの、ここに再度採用されることとなった。

アディングトンの所得税は、大まかにいって二つの制度から成り立っていた。第一は、シエデュール (Schedule System) 制度、第二は、源泉徴収制度である。シエデュール制度は、所得を種々の源泉に応じて分離し、課税する制度で、次のようにシエデュールA—Eまで分類されており、年所得六〇ポンド以下は、免税とされていた。

シエデュールA—土地地代、家屋

シエデュールB—借地農利潤、地代の四分の三

シエデュールC—国庫から支払われる公債利子

シエデュールD—貿易、商業、その他営業からの収入

シエデュールE—官職からの俸給、年金

次に、源泉徴収制度は、種々の源泉からの所得の強制申告にかかわるのであり、次の納税者が、徴収にあたった。

シエデュールAの土地—借地農、家屋については借家人

シエデュールCの公債利子—イングリッド銀行

シエデュールDの俸給—俸給支払者

政府の徴税機関は、一八〇三年以後整備され、中央の徴税機関として直接税委員、所得税の特別委員、所得税巡回査察官、地方の徴税機関としては、地方税務委員が査定官、徴税吏を任命、シエデュールAにあたる家屋税査定官、収税機関として、中央に租税収納官、都市に一八〇五年以後、租税収納官代理がおかれた。このように、一八〇三年の所得税制度は、中央、地方を問わず、徴税機構が整備され、各種の階層からの所得収奪を敏速化、合理化した。<sup>(2)</sup>戦費調達を少くともこの租税徴収機構から一部確保することが、アディングトンの所得税制度整備のねらいで、そのためには、このように所得収奪を機能的にし、合理化する必要性に迫られていたともい

えるわけである。

アディントンには、加えて、種々の課税強化を行なった。関税は、アディントンによって大幅に強化された。すなわち、砂糖税に二〇%を附加、綿毛、茶、酒を除く他の物品に対しては、一二・五%の輸入税、ヨーロッパの輸出品目に対して1%の輸出税、ヨーロッパ以外の地域への輸出品目に対して三%、綿花輸出に対しては、一ポンドにつき一ペンスのトン税を課した。消費税は一五%の附加税、低級の茶に一五%、高級の茶に四五%、フランス酒に対して、一ガロンあたり八〇ポンド、その他の酒について、一ガロンあたり一二ポンド、すべての外国産及びイギリスの強酒に五〇%が課された。<sup>(8)</sup>これらの租税強化で、歳入は、一七九〇年代の約三倍の自然増収にのぼる。すなわち、一七九三―一七九七年の期間と一八〇三―一八〇七年の期間の歳入の各内訳項目の伸び率を第2表、第3表から算定すると、(一)関税収入一四、九一六万ポンド(一八〇三―一八〇七年)一七九三―一七九七年の約二・六倍、(二)消費税、スタンプ税による収入一億三、一九七万ポンド(一八〇三―一八〇七年)前期間の約二・四倍、(三)土地及びアセスタックスによる収入一三、一四九万ポンド(一八〇三―一八〇七年)前期間の三・四倍(四)所得税及び財産税一、四九九万ポンド(一八〇三―一八〇七年)前期間の一六倍、(五)郵便税とその他諸経費一、五三六万ポンド(一八〇三―一八〇七年)この間の歳入予算の総額は前期間の二・七倍の増収、いづれも、大体兌換停止前の二―三倍を上回る増収の拡大がみられたのであった。とくに一八〇三―一八〇七年の歳入全体で占める戦争税が、五五%台に到達したことを注目しておきたい。ここに、戦費金融の一部の財源である戦争税が、租税収入の五割を占めたことは、戦時金融にとって租税サイドからの基盤の確立を意味する。

次に、一八〇三年―一八〇七年の歳出予算の総額は、一億九九三〇万ポンドで歳入予算を二倍近く上回るものであった。この間の歳出予算の主な内訳は、第7表から算定すると陸軍費の八、〇六〇万五千ポンド(四〇%)海軍費の六、七三〇万ポンド(三四%)、軍需費の一、八五〇万ポンド(九%)、諸経費の八二〇万ポンド(四%)、等。カッポ内は全体に占める比率。この点からあきらかなように、歳出予算全体に占める軍事関係支出は、九三%という驚異的な数字に達し、戦時財政のテンポが、この期間に急激なものであったことを我々は確認できよう。この期間に、戦史上有名なトラファルガー海戦、ウルム戦役、アウステルリッツの戦い、イエナの戦いが、ヨーロッパ大陸諸国で展開された。

総額一億八、五六〇万ポンドに及ぶ巨額な戦費支出は、歳入と歳出のギャップを一層拡大し、そのギャップは、この間に約七、三二〇万ポンドに及んだ。このギャップは、当然、公債発行による借入金に依存せざるをえない。イギリス国家財政の戦費支出の拡大は、公債発行依存型の経費膨張傾向をこの間に創出したのであった。

公債発行高は、一八〇二年のアミアン休戦を契機に急激に減少し、一八〇四年に底を記録したのち、しばらく小康状態をつづけ、一八〇六年以降再び累積的に増加した。第8表から、その傾向線は、短期公債の長期公債への借換えで漸次に上昇傾向をたどっている。この間の公債発行総額は、三億二、二〇〇万ポンドであった。歳入と歳出ギャップの八、五〇六万七千ポンドを大幅に上回る公債発行が、行なわれたことになる。これは、歳出予算のワク以外に、一億二、二七〇万ポンドの公債が、発行されたことになる。

この公債発行高の内、多額の公債が、イングランド銀行に引受けられた。

第8表 一公債発行高とイングランド銀行政府証券保有高一

(単位10万ポンド)

年 度	長期公債 発行 高	短期公債 発行 高	国庫証券 発行 高	イングランド銀行 政府証券保有高
1797	42.8	10.2	10.2	10.2
1798	22.8	14.3	14.3	11.1
1799	16.3	27.2	27.2	10.5
1800(d)	(2.7)	(7.1)	(7.1)	13.8
1801(e)	20.5	26.0	26.0	13.9
1802	42.1	23.6	23.6	13.9
1803	26.1	16.4	16.4	11.4
1804	12.0	18.9	18.9	14.8
1805	14.2	18.7	18.7	14.2
1806	25.3	27.7	27.7	14.5
1807	20.1	30.9	30.9	13.4
1808	15.5	34.5	34.5	14.6
1809	18.2	45.1	45.1	15.0
1810	30.6	36.1	36.1	15.8
1811	29.9	37.7	37.7	19.5
1812	30.8	41.2	41.2	21.6
1813	40.4	45.8	45.8	25.3
1814	51.1	54.2	54.2	29.3
1815	36.6	52.3	52.3	25.9

(出所) J. H. Clapham The Bank of England Vol 1, appendix  
Mitchell; Abstract of British Historical Statistics  
Cambridge P405

(d) 1月5日末四半期の数字

(e) 1月5日末の年度の数字

イングランド銀行は、これら政府証券保有高を基礎に、政府に対して前貸を行なう。イングランド銀行の政府証券保有高は、第8表によれば、一八〇三年、一、一三七万ポンド、一八〇四年、一、四八三万ポンド、一八〇五年、一、四一五万ポンド、一八〇六年、一、四四九万ポンド、一八〇七年、一、三四三万ポンド、一八〇三―〇七年のイングランド銀行政府証券保有高は、約七、八二九万ポンドであった。イングランド銀行の公債引受比率は、短期公債が、ほとんど償還され、長期公債に借換え操作されていることから、長期公債保有に限定して考慮すれば、この間に八一%を占め、残

余の一九%がロンドン金融市場と地方銀行等に吸収された。

一八〇三年以後、インフレーションの影響で公債は減価し、それにとまって発行価格も急落した。そして、これら公債を主として吸収したのが、他ならぬロンドンの個人銀行であり、地方銀行で、彼等が公債を流動資産として投資したわけである。それはともかく、イングランド銀行が、最も大口の公債引受先であり、イングランド銀行が、戦費金融で果たした役割は絶大であった。

すなわち、イングランド銀行は、これら政府証券を基礎に、政府に対して多額な前貸を行なったのであり、戦費金融をつけたのである。

イングランド銀行の政府前貸高は、第5表の構成からうかがわれるように、一八〇四年から増大しはじめ、その前貸は、対外送金に充当されるよりもむしろ国内向けに充当された。一八〇三―〇七年のイングランド銀行の政府前貸を対外送金と国内戦費充当との比率を出すと、政府前貸高に占める対外送金の比率が、一六%であるのに対して、後者は、八四%と圧倒的に高い。この政府前貸は、国内軍需業者の支払にほとんど充てられたと考えられる。というのは、イギリス国内の軍隊の維持費は、政府予算によって保証されているからである。

一八〇三年のナポレオン戦争再開後の戦費金融は、イギリス国内の軍需に向けられたのである。一八〇三―〇七年の間に、政府が、国内軍需受注先に支払った額は、通算して一億一、二〇〇万三千ポンドで、これは、流通の外部から強制通用力を国家によって与えられたものである。当時、頭目の先からつめの先まで綿製品、鉄製品で武装したイギリス軍隊は、綿工業、鉄工業等の重要な需要の源泉であった。かかる生産的需要は、軍需物資の価格上昇を促した。第9表は、軍需物資の主な品目の価格上昇と鉄鉄の

経済指標を示したものである。一八〇六年には、三つの大製鉄所が、サウスウェールズでながめられたといわれている。トウツクは、この点につき

第9表 一軍需物資の主な価格一

	Jan 1803	Jan 1804	Jan 1805	Peak 1805~6
銅 (Penu per lb)	14.3	15.2	17.4	(Jan-July 1806) 20.0
鉄鋼 (£ per ton)	18.0	18.0	17.0	(thiaighout 1806) 18.5
錫 (Shillings per owt)	113.0	113.0	114.0	(Aug-Dec 1806) 126.0
	1788		1800	1806
鉄鉄の国内生産高 (1000tons)	68.3		156.0	258.0
鉄鉄の供給高 (1000tons)	116.0		213.6	297.4
1人あたりの消費高 (lb)	20.6		30.8	42.5

(出典) Gayer Rostow Schwartz; The Growth and Flactuation British Economy. 1790—1850. Vol. 1 P66.  
Alan Birch; The Economic History of the British Iron and Steel industry 1784—1879 P. 18

『陸海軍の必需品価格を除いて、食糧や他の多くの主要商品価格は、平時の一八〇二年よりも大規模な戦争のため、政府が、多大な借入れを行なった一八〇三年において低い水準にあったとのべ、暗に軍需品価格が先行して騰貴したことを認めている。(4)

戦費金融機構は、戦争再開後の戦時財政の経費膨張とそれによる公債発行を資料として、イングランド銀行と国庫との諸勘定を中軸に展開された

対外送金と国内前貸を通じて、また、政府の公債発行によって、ロンドン金融市場、地方銀行等の遊休資金が、国庫に集中化され、他方、公債が、地方銀行、ロンドン金融市場に吸収され、流動資産として保有されるに到った。この点をプレスネルが『産業革命期の地方銀行』Country Banking in the Industrial Revolution で引用している農業地方の地方銀行 (Barnard Co of Bedford) の Balance-Sheets からうかがうと、次のごとくである。ここでは、政府証券が、流動資産として、一八〇二年から一八〇九年まで七、七三六ポンド投資されていたが、インフレーションの激化した一八一〇年以後には、二万四二二六ポンドと急増し、ほぼそれと対応して、銀行券発行が、一八〇六年の三万八、四四五ポンドから一八一〇年の六万四、七六〇ポンドと二倍近く増大している。このように、公債は、銀行券発行の第三線流動性準備として保有されていたのである。(5)

戦費金融の大規模な発動は、一八一〇年代のインフレーションの亢進の時期に最高のピークに到達した。

注 (1) Smart; ihb P67

(2) 佐藤進「ワイリアム・ピットの財政政策とナポレオン戦時の所得税」『武威大学論集』第8巻第2号詳細参照

(3) Smart; ihb P67

(4) Tooke; AHistory of Prices P

(5) Pressnell; Country Banking in The Industrial Revolution P. 526—527

(以下次号)